

議案第102号

芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件

芽室町社会体育施設等の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

平成22年12月22日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 芽室町総合体育館ほか10施設

所 在 地 芽室町東3条8丁目1番地ほか

2 指定管理者

所 在 地 芽室町東6条10丁目2番地13

名 称 芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体

代表者名 代表 山 瀬 雅 宏

3 指定期間

平成23年 4月 1日から

平成26年 3月31日まで

説 明

指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

芽室町社会体育施設等指定管理者選定結果

1 施設の名称と所在地

施設の名称及び所在地	①芽室町総合体育館	芽室町東3条8丁目1番地
	②芽室町勤労青少年ホーム	芽室町東1条8丁目1番地
	③芽室町温水プール	芽室町東1条8丁目1番地
	④芽室町健康プラザ	芽室町西3条南6丁目1番地
	⑤芽室公園	芽室町東1条8丁目1番地
	⑥芽室南公園	芽室町西3条南6丁目1番地
	⑦南多目的運動公園	芽室町新生南6線23番地
	⑧十勝川河川敷運動広場	芽室町東芽室北1線西19号地先
	⑨美生川河川敷公園	芽室町東8条3丁目1番地1地先
	⑩芽室霊園緑地公園	芽室町芽室南3線24番地3
	⑪東工北1公園	芽室町東芽室北1線4番地20

2 (1) 評価対象となった団体

団体名	所在地
芽室ビル管理・十勝広域 森林組合共同企業体	芽室ビル管理(株) 芽室町東6条10丁目2番地
	十勝広域森林組合 芽室町東2条6丁目1番地5

(2) うち指定管理者候補として選定された団体

団体名	所在地
芽室ビル管理・十勝広域 森林組合共同企業体	芽室ビル管理(株) 芽室町東6条10丁目2番地
	十勝広域森林組合 芽室町東2条6丁目1番地5

3 選定委員会の検討経過

募集期間	平成22年9月10日～平成22年10月15日
第1回選定委員会開催	平成22年11月17日 ・評価方法の審議
第2回選定委員会開催	平成22年11月22日 ・第1次審査の実施
第3回選定委員会開催	平成22年11月30日 ・ヒアリング事項の策定
第4回選定委員会開催	平成22年12月3日 ・第2次審査の実施
第5回選定委員会開催	平成22年12月10日 ・選定評価全般の確認 ・町長への選定結果報告

4 選定基準と審査事項

(1) 利用の平等確保	①利用制限に対する考え方 ②優遇措置に対する考え方 ③接遇向上の意識と方策
(2) 利用サービスの向上	①利便性の確保等 ②サービスに対する考え方
(3) 施設効用の発揮	①施設事業運営の考え方 ②公の施設に求められる事への認識 ③利用促進・利用増の取り組み方 ④スポーツ教室等の企画・運営能力
(4) 施設の適切な維持及び管理	①施設、設備の維持及び安全管理についての考え方 ②人員配置と体制
(5) 管理経費の縮減	①管理経費の縮減策 ②管理経費の算出根拠の妥当性
(6) 安定した管理能力	①管理実績 ②団体の物的、人的能力 ③団体経営の安定性・継続性 ④臨時対応
(7) 地域住民の声が反映される 管理運営	①利用者意見の反映
(8) その他	①個人情報の取扱 ②職員雇用に対する考え方 ③利用者への情報提供 ④自発的活動への支援の考え方

5. 審査の方法について

- (1) 当該施設の指定管理者制度導入の目的、意義を踏まえた評価に努めました。
- (2) 選定委員に民間人を起用し、公平性とより広い視野での評価に努めました。
- (3) 評価の視点として、利用者へのサービス向上、利用促進策、管理経費の縮減、スポーツ教室の運営能力についての事項を重視しました。
- (4) 公正を期すために、提案内容等について審査項目ごとの評価を数値化して総合点を算出する方法を採用しました。

「第1次審査」は応募者の提案内容が町管理よりも優れているか判断することを目的としました。採点方法は、町管理の実態を基準点とし、応募者の提案内容が町管理よりも優れていれば加点し、基準に満たないものは減点する方法により総合点を算出しました。「第2次審査」は第1次審査において合格ラインを超えた提案者に優劣を付け、その総合点を選定の最終判断とすることを目的としました。採点方法は審査項目ごとに優劣を5段階の判断で評価を数値化し、全項目を合計して総合点を算出しました。

- (5) ヒアリングを実施し、提案内容について書面のみでは確認できない部分、熱意・思いの丈を直接聞き取るにより、提案者の真意・意図を正確に把握することを目的としました。

6 第1次審査と第2次審査の評価結果

第1次審査	芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体
総合点数	79点
<p>※第1次審査の付点方法</p> <p>町の管理の実態等を基準点とし、応募者の提案について優れているものは加点とし、基準に満たないものは減点する方法により評価しています。</p> <p>基準点および合格ラインを75点として設定しています。</p>	
第2次審査	芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体
総合点数	75点
<p>※第2次審査の付点方法</p> <p>審査項目毎に優劣を5段階の判断によって点数を付与し、全ての項目の合計点によって最終判断しています。</p> <p>①優れている 5点</p> <p>②やや優れている 4点</p> <p>③普通 3点</p> <p>④やや劣っている 2点</p> <p>⑤劣っている 1点</p> <p>*重要評価視点については、上記の2倍を付点。</p>	

7 芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体を指定管理者候補として選定した理由

月例の企画運営会議を軸としたシステムが構築されており、利用者の意見反映、企画内容の検討、問題点の検証など具体的な策が明確にされており、安心感があります。

また、スポーツ教室の種目が豊富にあり、夜間にも教室・講座を開催し利便性を向上させる提案がされております。維持管理体制においては、専門知識・技術・資格を有した人材を適正に配置することで良質な維持管理、安全確保が認められると評価しました。

8 町算出額と応募団体が算出した管理経費額の比較（単位：千円）

	町算出額	芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体 提案額 (町との比較)
平成23年度	125,937	122,761 (△3,176)
平成24年度	125,937	122,761 (△3,176)
平成25年度	125,937	122,761 (△3,176)
計	377,811	368,283 (△9,528)

9 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

委員長	齊藤 明彦	副町長
委員	久保 一光	民間人有識者
委員	岩田 辰美	民間人有識者
委員	紺野 裕	総務課長
委員	佐野 寿行	企画財政課長
委員	武田 孝憲	住民生活課長
委員	手島 旭	産業振興課長
委員	竹内 則昭	建設都市整備課長
委員	松浦 智幸	学校教育課長
委員	江口 美生男	公立芽室病院事務長